

J Rサービック労「発」第9号

2023年11月24日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小松 修治 殿

J Rサービック労働組合  
執行委員長 柳楽 関

### サービック会社の信義則違反に関する申し入れ

会社は、2023年度年末手当に関して、J S労が10月17日に「発」第6号を申し入れたのに対して、10月25日の勤務発表で勤務が確定してから団交の開催日を連絡してきた。そして、団交開催日に勤務指定されていた団交委員である柳楽委員長と高木副委員長は、団交への出席のため、10月30日に所属する鳥飼事業所に勤務変更を願い出たところ、11月1日になって、対応した鳴戸副所長は、「勤務が決まっているから、変更も休みもできない」と団交出席の妨害行為を行った。この会社の対応を受けた柳楽委員長と高木副委員長は、自力で勤務変更に応じてもらえる社員を探し出して、団交に出席できることとなった。

一方、10月30日にサービック労組への対応は、サービック労組が年末手当の要求を出していない中で、既に11月7日に団交の開催が予定されている事実が判明した。

更に、サービック労組が発行している機関紙である『新幹線ニュース』11月15日付（通算473号）によると、2023年度雪落とし作業体制と題する記事が掲載されている。これは、同年9月26日に開催された労使協議において、会社がサービック労組に行った「作業体制」の見直し＝労働条件の変更提案であった。しかし、J S労には何の提案もなかった。

これらの事象は、どの案件をとっても明らかにJ S労を軽んずる行為であり、労使の信義則に反するもので、または、サービック労組と異なる不利な取扱いをした（労働組合法第7号第3号）支配介入としての不当労働行為に該当する。

したがって、下記の通り申し入れるので、速やかに回答を行うこと。

記

- 1 団交の出席に関わる勤務変更を拒否したことは、労使の信義則に反するものである。会社の見解を明らかにすること。
- 2 年末手当に関して、J S 労との交渉日程を調整している段階で、要求すらしていない他労組との団交日程を先行させた理由を明らかにすること。
- 3 J S 労に対して、労働条件の変更を提案しなかったことは、他労組との不利益で差別的な取扱いである。会社の見解を明らかにすること。

以上